

令和6年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	令和7年2月13日（木） オンライン会議
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 令和6年度上半期工事等の発注状況について（報告事項）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

分析結果が分かり易く整理されているが、応札者が2者を下回り競争性が低下していることについて、公共工事の調達として非常に厳しい状況にあるものと言える。また、不調不落の要因が必ずしも価格の上昇だけではなく、技術者不足も関係しているものと理解したが、この状況は今後も続く可能性があるのか確認したい。

【事務局】

今後も申請者数が増加することは見込めず、この状況は続くものと考えている。

【委員】

不調不落が続く一方で、低入札も散見される中、大阪での低入札案件の割合が高い点が注目される。他の委員会でも大阪地区は低入札の傾向にあるとの説明を受けているが、一者応札による高落札率の案件や入札の繰り返しによりかろうじて落札者が決定した案件と、応札者が多く低入札になった案件が、同じ時期に存在することは好ましい状況とは言えない。地域的な事情はあるかもしれないが、今後も注視すべき点と考える。

【委員】

申請者数の増加は見込めないとの率直な意見であるが、決して肯定されるものではないので、今後も解決策の検討を進められたい。また、不調不落が続く一方で、低入札も散見されるという状況について、何らかの分析した結果があれば説明されたい。

【事務局】

入札参加者が多いことで、受注意欲のある会社の参加により競争性が働き、結果として低入札の傾向が強く表れたものと考えている。

【委員】

低入札自体は決して好ましい状況ではないが、参加者が多く競争性が働くことにより、結果として予算の節約にも繋がることになるため、引き続き応札者の増加策を検討されたい。

【事務局】

了解した。

議事2 令和7年度における競争参加資格要件の設定について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事3 令和7年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針等について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

ワークライフバランス関連認定企業の評価について、企業の技術力とは関連性がないにもかかわらず、同じ評価項目としていたことに違和感があったが、独立させたことで、分かり易く整理できたものと言える。

議事4 令和7年度における審査対象案件の抽出について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事5 令和6年度における審査対象案件の経過報告について（報告事項）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事6 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

3回目の調達ということだが、今回も不調不落になる可能性があることを踏まえ、今後の対応策について確認したい。また、今後も更に不調不落が続いた場合でも、同じ手続きを繰り返すことになるのか確認したい。

**【事務局】**

通常、通常不落となった場合は再度公告を行うことになるが、今回は、最低価格を提示した応札者と随意契約の交渉に移ることになる。それでもなお、価格が折り合わなければ公告を行うことになるが、その際の状況により応札者が見込めない場合は、指名による見積合せも検討することになる。いずれにしても、現状の手続きとして可能な対応をとることになる。

**【委員】**

余裕期間制度の導入という説明があったが、内容について確認したい。

**【事務局】**

本案件では、新しい試みとして余裕期間制度を導入し、契約締結から着工するまでの数か月の間、監理技術者の専任を求めず、材料や技能者の確保の期間などに充てることで、受注者にとって工期に対する柔軟な対応が可能となるものと考えている。合わせて、入札手続きとして可能な対応を取るようになる。

**【委員】**

入札が何度も繰り返されるような特殊な状況を鑑みると、入札手続きとしての対応と合わせて、技術力を競わせるという総合評価としての対策を踏まえた対応も検討されたい。

**【事務局】**

参考としたい。

**【委員】**

過去の評価項目と同じ内容の評価項目が選定されたことについて、何度も調達を繰り返す中で、発注者として選定に苦慮していることは理解できるが、一方で評価項目を検討していく過程での緊張感が不足していたのではないか。不調不落が続くことにより着工が遅れることで、全体のスケジュールに大きく影響していることは承知しているが、同じ内容の評価項目が選定されたという状況を鑑みると、もう少し幅広く選択肢を用意しておかないと、最終的に発注者として求めるべき評価項目の選定に窮することになるものと考えている。企業の高度な技術力を求めるという総合評価の仕組みの中で、発注者として努力していくべき点であり、今後もこの状況は続くことが予想されることから、あえて苦言を呈しておくものである。

**【事務局】**

評価項目の選定については、社会の動きや技術の進歩を踏まえ、これまでと異なる視点からの検討も必要と考えている。

**【委員】**

工事費の高騰という問題に対して、予算として何か工夫した点があれば確認したい。また、設計内容について、より多くの作業員や材料を要するような特殊な条件の有無や、43メートルもの摩擦杭を設置する必要性について説明されたい。

**【事務局】**

これまでの入札不調の結果を受けて、資材や労務費の高騰を踏まえた予算となっている。また、設計内容については、本来なら金属パネルで仕上げるところ、コンクリートの打放し仕上げとするなど、出来る限り価格を抑えた設計となるよう工夫している。摩擦杭の採用については、地盤調査の結果、地中に堅固な支持地盤がなく、地下水位が非常に高い位置にあることを踏まえて、摩擦力により建物の支持する方法を選定したものである。

**【委員】**

柱の下部には複数の杭を設置することになるのか。

**【事務局】**

2ないし3本の杭を設置することになる。

**【委員】**

評価項目の説明資料とするのであれば、杭の表示についてももう少し工夫されたい。その他意見がなければ、議事6について協議が成立したものとする。

議事7 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

発注者が期待するような提案ではなく、ごく当たり前の提案しか出されない可能性がある

ることを危惧するものである。申請者へは評価項目の対象範囲は提示するものの、発注者が想定する提案例については伏せておくことは承知しているが、品質の高い目的物を完成させるという当然のプロセス管理について、無理やり効果があるような内容にして提案してくるのではないか、また、それに対して発注者が適切に判断できるものなのか危惧するところである。評価項目の設定のあり方について、技術力の向上やDXの普及など様々な面で変化が進む中、これまでのスタンスによる評価項目の設定が苦しくなっているものと思われる。また、提案内容を実施するにあたり、施工後の履行確認を確実に行うことが必要であり、仮に履行されなかった場合の対応についても検討しておくべきものと考え

**【事務局】**

技術提案の確認方法としては、施工計画書の中に提案内容が盛り込まれていることを確認し、工事中の監督業務において、施工計画書に基づく提案内容の実施状況を確認することとしている。

**【委員】**

電気設備の特殊性もあるのかもしれないが、過去の評価項目と類似した内容となる傾向があり、また、申請者から出された技術提案の評価が比較的困難な分野であるように思われる。

**【委員】**

評価項目の設定に苦慮していることは理解できるが、様々な状況を鑑み、委員からの意見も踏まえた上で、今後も設定に関する検討を進められたい。その他意見がなければ、議事7について協議が成立したものとする。

**議事8 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営機械設備工事**

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

評価項目について異論はないが、機械設備についても同様に、技術提案が出され難く、出された内容も過去のものに類似しており、技術提案を評価することが困難な分野であるように思われる。評価項目の設定について今後も検討されたい。

**【委員】**

工事全般の施工計画の説明資料において、分離発注に関する記載があるが、エレベーター設備の調達方法について説明されたい。

**【事務局】**

工事規模として技術提案評価型のWTO案件ではなく施工能力評価型に該当するため、総合評価委員会の審議対象案件にはならないことになる。

**【委員】**

了解した。その他意見がなければ、議事8について協議が成立したものとする。

**議事9 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事**

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

評価項目について異論はないが、他の案件と同様に、標準案と比較して有効な提案が出されるのかどうか危惧するものである。

**【委員】**

評価項目について異論はないが、類似した提案が出される可能性があるものと思われる。

**【委員】**

更新する冷温水発生機について、技術革新により小型化されたものになるのか、それとも省エネ等への対応により大型化しているのか説明されたい。

**【事務局】**

省エネ性能について、冷温水発生機はそれほど向上しているとの認識はないが、空冷ヒートポンプチラーは大規模施設での設置が主流となりつつあることから、省エネ性能も向上しているものと考えている。

**【委員】**

冷温水発生機を更新するにあたり、既存の基礎の劣化によりアンカー施工時の不具合が危惧される場所であるが、何らかの対応を考えているのか説明されたい。

**【事務局】**

アンカーを設置する際には引き抜き試験を実施し、強度や基礎への影響について確認を行うことになる。

**【委員】**

了解した。その他意見がなければ、議事9について協議が成立したものとする。

(議事終了)